

# 京都府における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画

所管課：畜産課  
根拠となる法律：獣医療法  
(平成 24～令和 2 年度)

## ■ 趣旨

国の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の改訂（平成 22 年度）を受け、京都府における獣医療の現状や課題対応への考え方などを踏まえた新計画を平成 24 年 8 月に策定し、取組を進めています。



高度病性鑑定課における  
ウイルス分離検査



超音波診断装置を用いた  
繁殖検診



診療獣医師の技術研修

## ■ 基本方針と目標

### ○ 基本方針

- ◆ 適切な獣医療を提供できる飼育動物診療施設や体制の整備
- ◆ 口蹄疫などの家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担う京都府内産業動物獣医師や京都府公務員獣医師の確保

### ○ 計画目標

- ◆ 家畜保健衛生所、京都府農業共済組合などが相互に連携し、飼育動物診療施設の計画的整備を行い、的確かつ迅速な診療及び診療内容の高度化を促進します。
- ◆ 産業動物分野の獣医療を維持するため、京都府内産業動物獣医師 11 名、京都府公務員獣医師 21 名を確保します。

## ■ 目標達成のための取組

- 飼育動物診療施設相互の協力により、家畜診療体制の確保とともに家畜防疫会議、防疫演習などで家畜伝染病の発生に備えた連携を図ります。
- 獣医療関連施設における体験実習などの広報を図るとともに女性獣医師の働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 獣医師免許新規取得者への卒後研修や診療獣医師への高度研修・臨床研修の機会を増やします。



家畜伝染病の  
発生に備えた  
防疫演習



若手獣医師の  
研修会